

浜松市細江総合体育センター、浜松市細江総合グラウンド、
浜松市引佐総合体育館、浜松市奥山体育センター、
引佐総合公園

指定管理募集要項

令和6年7月

浜松市浜名区北行政センター
浜松市都市整備部公園管理事務所

目 次

1	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・	5
3	指定管理期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	利用料金の規定・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	事業所税の有無・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	利用料金減免の手続・・・・・・・・・・	10
8	指定管理料の上限額・・・・・・・・・・	10
9	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・	10
10	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・	11
11	指定管理者の募集及び選定方法・・・・・・・・	12
12	指定管理者の公募に関するスケジュール(予定)・・	12
13	募集要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・	12
14	募集要項に関する照会、質問事項の受付・・	13
15	応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて・・	13
16	提案書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・	13
17	費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・	13
18	障がい者の雇用促進・就労支援及び障がい者就労支援施設等からの物品調達について・	13
19	選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・	13
20	実績の反映について・・・・・・・・・・	13
21	選考結果のお知らせ・・・・・・・・・・	14
22	選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について・・	14
23	指定管理者の指定について・・・・・・・・	15
24	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	15

【別紙】

選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・	17
----------------------	----

指定管理者募集要項

1 概要

■ 細江総合体育センター

(1) 名称及び所在地

浜松市細江総合体育センター（浜松市浜名区細江町中川 2736 番地）

(2) 施設概要等

開設時期 昭和 50 年 3 月 敷地面積 52,685.35 m²（細江総合グラウンド含む）

鉄骨造平屋建 延床 953 m² Is 値=0.93

<有料施設>

- ・体育室（バレーボールコート 2 面、バスケットコート 1 面）

<無料施設>

- ・トイレ、更衣室
- ・駐車場 279 台（細江総合グラウンド共用）

(3) 施設の設置目的

体育及びスポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。

(4) 利用時間

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

※利用時間は市との協議により変更（延長）が可能です。

(5) 利用日

1 月 4 日から 12 月 28 日まで

※利用日は、市との協議により変更（拡大）が可能です。

※詳細は仕様書を参照してください。

(6) 利用人数

施 設	令和 4 年度	令和 5 年度
体育室	41,174 人	43,264 人

(7) 法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則、浜松市総合体育館条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

(8) 現在の指定管理者に関すること

指定管理者名	指定管理期間
東海ビル管理株式会社	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

★指定期間中に行われる予定の工事については、仕様書参照

■ 細江総合グラウンド

(1) 名称及び所在地

浜松市細江総合グラウンド（浜松市浜名区細江町中川 2736 番地）

(2) 施設概要等

開設時期 昭和 59 年 4 月、芝生広場 平成 8 年 3 月

敷地面積 52,685.35 m²（細江総合体育センター含む）

<有料施設>

- ・野球場（芝生、土）9,083 m²、夜間照明
- ・多目的グラウンド（土）10,567 m²、夜間照明
- ・ミーティング室（カーペット張り）鉄骨造 2 階（昭和 59 年 8 月竣工）67.31 m²

＜無料施設＞

- ・芝生広場（屋外バスケットコート） 22,289 m²
- ・駐車場 279 台（細江総合体育センター共用）
- ・屋外トイレ 3 箇所

（３）施設の設置目的

スポーツを通じて、市民の心身の健全な発達を図るため。

（４）利用時間

午前 9 時から午後 9 時まで

※利用時間は市との協議により変更（延長）が可能です。

（５）利用日

1 月 4 日から 12 月 28 日まで

※利用日は、市との協議により変更（拡大）が可能です。

※詳細は仕様書を参照してください。

（６）利用人数

施 設	令和 4 年度	令和 5 年度
野球場	9,017 人	9,488 人
多目的グラウンド	20,357 人	23,585 人
ミーティング室	2,609 人	3,749 人

（７）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市運動広場条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（８）現在の指定管理者に関すること

指定管理者名	指定管理期間
東海ビル管理株式会社	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

★指定期間中に行われる予定の工事については、仕様書参照

■ 引佐総合体育館

（１）名称及び所在地

浜松市引佐総合体育館（浜松市浜名区引佐町横尾 500 番地）

（２）施設概要等

開設時期 平成 3 年 11 月、敷地面積 13,898 m²、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床 5,836.70 m²

＜有料施設＞

- ・アリーナ（バレーボールコート 3 面、バスケットコート 2 面）
- ・柔道場
- ・剣道場
- ・会議室
- ・トレーニングルーム
- ・テニスコート（人工芝） 3 面、夜間照明

＜無料施設＞

- ・更衣室、ロッカー、トイレ、駐車場 150 台

（３）施設の設置目的

体育及びスポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。

(4) 利用時間

午前9時から午後9時30分まで

※利用時間は市との協議により変更（延長）が可能です。

(5) 利用日

1月4日から12月28日まで

※利用日は、市との協議により変更（拡大）が可能です。

※詳細は仕様書を参照してください。

(6) 利用人数

施 設	令和4年度	令和5年度
アリーナ	41,061 人	44,995 人
柔道場	11,158 人	12,159 人
剣道場	9,884 人	9,890 人
会議室1	11,606 人	21,624 人
会議室2	5,245 人	15,878 人
トレーニングルーム	4,190 人	6,211 人
テニスコート	26,158 人	20,290 人

(7) 法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則、浜松市総合体育館条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針(以下「指針」という。)

(8) 現在の指定管理者に関すること

指定管理者名	指定管理期間
東海ビル管理株式会社	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

★指定期間中に行われる予定の工事については、仕様書参照

■ 奥山体育センター

(1) 名称及び所在地

浜松市奥山体育センター（浜松市浜名区引佐町奥山1550番地の1）

(2) 施設概要等

開設時期 昭和59年2月 敷地面積 6,445 m²

鉄骨造平屋建 延床 1,387.90 m²

<有料施設>

- ・体育館（バレーボールコート2面、バスケットコート1面）
- ・卓球場、ミーティングルーム

<無料施設>

- ・トイレ、更衣室
- ・駐車場 30 台

(3) 施設の設置目的

体育及びスポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。

(4) 利用時間

午前9時から午後9時30分まで

※利用時間は市との協議により変更（延長）が可能です。

(5) 利用日

1月4日から12月28日まで

※利用日は、市との協議により変更（拡大）が可能です。

※詳細は仕様書を参照してください。

(6) 利用人数

施 設	令和4年度	令和5年度
体育室	6,712 人	7,784 人
卓球室	2,741 人	1,939 人

(7) 法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則、浜松市総合体育館条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針(以下「指針」という。)

(8) 現在の指定管理者に関すること

指定管理者名	指定管理期間
東海ビル管理株式会社	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

■ 引佐総合公園

(1) 名称及び所在地

引佐総合公園(浜松市浜名区引佐町井伊谷3858番地の1)

(2) 施設概要等

開設時期 平成19年3月 敷地面積 93,000 m²

- ・管理棟 鉄筋コンクリート造平屋建(平成19年3月竣工)、155.56 m²

<有料施設>

- ・庭球場 6面
- ・多目的スポーツ広場

<無料施設>

- ・更衣室、トイレ(管理棟内)
- ・幼児、児童広場
- ・駐車場 156台(うち身障者用6台)
- ・屋外トイレ 1箇所

(3) 施設の設置目的

市民の福祉の増進並びに体育及び生活文化の向上に資するため。

(4) 利用時間

午前9時から午後9時まで

※利用時間は市との協議により変更(延長)が可能です。

(5) 利用日

1月4日から12月28日まで

※利用日は、市との協議により変更(拡大)が可能です。

※詳細は仕様書を参照してください。

(6) 利用人数

施 設	令和4年度	令和5年度
庭球場	15,077 人	16,224 人
多目的スポーツ広場	5,684 人	6,212 人

(7) 法令等の規定

地方自治法、都市公園法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則、浜松市都市公園条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針(以下「指針」という。)

(8) 現在の指定管理者に関すること

指定管理者名	指定管理期間
東海ビル管理株式会社	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 浜松市細江総合体育センター、浜松市細江総合グラウンド、浜松市引佐総合体育館、浜松市奥山体育センター、引佐総合公園（以下「本施設」）という。）の運営及び維持管理に関すること
 - (2) 浜松市総合体育館条例第17条、浜松市都市公園条例第25条に規定する事業の実施に関すること
 - (3) 浜松市スポーツ・文化施設予約システムに関する業務
 - (4) 施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること
- ※浜松市との協議により、施設のPRや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理料

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。

指定管理料は、月ごとに業務の履行確認のうえ、指定管理者の請求による毎月の後払いとなります。

※利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込額の差額を指定管理料として支払います。

5 利用料金の規定

指定管理者は、浜松市総合体育館条例、浜松市運動広場条例、浜松市都市公園条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めてください。利用料金の詳細については、浜松市総合体育館条例同条例施行規則、浜松市運動広場条例同条例施行規則、浜松市都市公園条例同条例施行規則をご覧ください。

■ 細江総合体育センター

利用時間区分 利用区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
全面	360円	520円	260円
半面	180円	260円	130円

備考

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 2 利用者が入場料を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の10倍に相当する額とする。
- 3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の2に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

- 4 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

■ 細江総合グラウンド

(1) 多目的グラウンド

ア グラウンド

利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
全面	1,780円
半面	890円

備考

- 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の開場時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 夜間照明設備

利用区分	金額
全面	30分につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は30分とする。） 1,710円
半面	850円

(2) 野球場

ア 施設

利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
金額	1,780円

備考

- 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の開場時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 夜間照明設備

利用区分	金額
全灯	30分につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は30分とする。） 1,290円
2分の1灯	850円

(3) ミーティング室

利用時間区分	午前 9 時から午後 9 時まで 1 時間につき	午後 9 時から午後 9 時30分まで
金額	100円	50円

(4) ミーティング室冷暖房装置

利用区分			金額
冷暖房装置	ミーティング室	1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）	140円

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後 9 時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の開場時間外に利用する場合は、1 時間につき、午前 9 時から午後 9 時までの間の 1 時間当たりの利用料金の 1.5 倍に相当する額
- 3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(5) 芝生広場 無料

■ 引佐総合体育館

(1) アリーナ等

利用時間区分 利用区分			午前 9 時から午後 6 時まで 1 時間につき	午後 6 時から午後 9 時まで 1 時間につき	午後 9 時から午後 9 時30分まで
アリーナ	全面	体育活動に利用する場合	円 1,750	円 2,420	円 1,210
		その他に利用する場合	8,750	12,120	6,060
	3 分の 2 面	体育活動に利用する場合	1,160	1,610	800
		その他に利用する場合	5,830	8,080	4,040
	2 分の 1 面	体育活動に利用する場合	870	1,210	600
		その他に利用する場合	4,370	6,060	3,030
	3 分の 1 面	体育活動に利用する場合	580	800	400
		その他に利用する場合	2,910	4,040	2,020
柔道場専用利用		全面	400	500	250
		半面	200	250	120
剣道場専用利用		全面	400	500	250
		半面	200	250	120
第1会議室			140	200	100
第2会議室			140	200	100
指導員室			90	120	60
放送室（放送設備を含む。）			90	120	60
柔道場個人利用 1 人 1 回につき		大人	200円		
		小中高生	100円		
		70歳以上	100円		

剣道場個人利用 1 人1回につき	大人	200円
	小中高生	100円
	70歳以上	100円
トレーニングルーム 個人利用 1人1回 につき	大人	200円
	中高生	100円
	70歳以上	100円

備考

- 個人利用の場合を除き、利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 個人利用の場合を除き、利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) テニスコート

利用時間区分		午前9時から午後9時まで 2時間につき
利用区分		
1面につき		1,100 円

備考

- 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) 冷暖房装置等

利用区分			金額
冷暖房装置	第1会議室	1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）	円
	第2会議室		140
照明設備	テニスコート		200

(4) 備付物品

規則で定める額

■ 奥山体育センター

(1) 施設

利用時間区分 利用区分		午前 9 時から午後 6 時まで 1 時間につき	午後 6 時から午後 9 時まで 1 時間につき	午後 9 時から午後 9 時 30 分まで
体育室	全面	円 360	円 520	円 260
	半面	180	260	130
卓球場	全面	180	260	130
	半面	90	130	60
ミーティングルーム		70	70	30

備考

- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後 9 時 30 分まで利用する場合を除き正時までとする。
 - 利用時間を 15 分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1 時間につき、午後 6 時から午後 9 時までの間の 1 時間当たりの利用料金の 1.5 倍に相当する額
 - 利用料金を算定して得た額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 備付物品
規則で定める額

■ 引佐総合公園

(1) 庭球場

ア 施設

利用時間区分 利用区分	午前 9 時から午後 9 時まで 2 時間につき
一般 1 面につき	1,100 円
小学校の児童及び中学校の生徒 1 面につき	550 円

イ 照明灯 1 面 30 分につき 100 円

ウ 附帯設備 電気コンセント 1 日 1 回 1 口につき 110 円

(2) 多目的スポーツ広場

ア 施設

利用時間区分 利用区分	午前 9 時から午後 9 時まで 2 時間につき
全面	一般 1 面につき 1,780 円
	小学校の児童及び中学校の生徒 1 面につき 890 円
半面	一般 1 面につき 890 円
	小学校の児童及び中学校の生徒 1 面につき 440 円

イ 照明灯

利用区分		金額
全面	30 分につき	1,040 円
半面		520 円

ウ 附帯設備 電気コンセント 1日1回1口につき 110 円

(3) 条例第3条第1項又は第3項の許可に係る利用料金（条例別表第2の2）

種目		単位	金額
募金その他これに類する行為		1人1日につき	110 円
業として行う写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影 その他これらに類する行為		1件1日につき	4,400 円
物品の販売又は興行		使用面積 1 m ² 1 日につき	55 円
展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催し		使用面積 1 m ² 1 日につき	22 円
有料公園施設における広告物の掲出 又は表示	長期	掲出面積又は表示面積 1 m ² 1 年につき	18,850 円
	短期	掲出面積又は表示面積 1 m ² 1 年につき	1,570 円

6 事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

7 利用料金減免の手続

浜松市総合体育館条例第22条及び同条例施行規則第14条、浜松市運動広場条例第19条及び同条例施行規則第7条、浜松市都市公園条例第30条及び同条例施行規則第17条の規定に基づき、利用料金を減免することができます。

8 指定管理料の上限額（管理運営に関する市の負担額の上限となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。）

令和7年度 58,275,000円

令和8年度 59,420,000円

令和9年度 58,680,000円

令和10年度 58,822,000円

令和11年度 59,367,000円

合 計 294,564,000円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（10%）を含みます。

※応募の際は、税率10%の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

9 応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。

(2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。

(3) 浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。

(5) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(6) 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告

を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。

- (7) 指針第10条に規定する指定管理者選定会議の委員(当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。)が役員等となっている団体でないこと。
- (8) 浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体(主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。)又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。)でないこと。
- (9) 浜松市の市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体(主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるもの)に限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)でないこと。
- (10) 過去3年間に条例第13条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
- (11) 共同事業体による応募は可とする。
- (12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
- (13) 本施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体。
- (14) 公園管理運営士又は造園施工管理技士1級若しくは2級の資格を有する者を配置すること。(引佐総合公園)

※応募資格の確認日は、提出書類の提出期間の最終日とします。

※共同事業体の場合は、構成団体全てが上記応募資格を満たしている必要があります。

10 提出書類

提出部数：①紙文書(正本1部、副本8部)

②PDFデータ一式(CD-R等の光学記憶媒体、メール不可)

※提出データごとにファイル名をつけてください。

例：(7) 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

→ (7) 設立趣旨

(7) 事業内容

※電子データで提出できない書類がある場合はご相談ください。

- (1) 指定管理者指定申請書「第3号様式」
- (2) 宣誓書及び同意書「第4号様式」
- (3) 役員等名簿「第4-2号様式」
- (4) 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書(証明日は3ヶ月以内の日付であること)
- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 過去3年間の貸借対照表、損益計算書(収支計算書)など経営状況のわかるもの
- (7) 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
- (8) ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」(証明日は3ヶ月以内の日付であること)
②直近2年間の法人事業税の納税証明書(本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください)
※指定管理者に選定された場合①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
- (9) 「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類
 - ①委任状「第4-3号様式」
 - ②法人市民税確定申告書(第20号様式)又は市町村民税の均等割申告書(第22の3号様式)の写し(提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの)
- (10) 本施設の指定管理者事業計画書「第5号様式」※全期間分

- (11) 提案資料（プレゼンテーション資料等を含む）
- (12) 提案資料の取扱いに関する回答書「第4－4号様式」 ※詳細は22（4）参照
- (13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
- ※共同事業体の場合、（2）～（9）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

1.1 指定管理者の募集及び選定方法

（1）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（2）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「浜松市浜名区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「浜松市浜名区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（3）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（4）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（5）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

1.2 指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和6年7月 1日 ～ 8月15日	募集要項のホームページ掲載及び配布
7月 1日 ～ 7月17日	募集要項に関する照会、質問事項の受付
7月 5日	応募者説明会申込期限
7月 8日（午後）	応募者説明会、施設見学会
7月 26日（予定）	質問事項に対する回答
7月 1日 ～ 8月15日	提出書類の申請受付期間
8月中旬 ～ 8月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間
※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。	
9月上旬	ヒアリング・プレゼンテーションの開催
	候補者選定のための選定会議
9月下旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
10月中旬	仮基本協定書の締結
12月中旬	指定管理者の指定（11月市議会議決による）
令和7年1月上旬	基本協定書締結
1月上旬 ～ 3月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

1.3 募集要項の配布

募集要項は、令和6年7月1日（月）から8月15日（木）まで配布いたします。

- ・配布場所：浜松市浜名区北行政センター 生涯学習グループ（3階）

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305 電話：053-523-2903

- ・配布時間：午前9時～午後5時

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ→創業・産業・ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度

14 募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間：令和6年7月1日（月）から7月17日（水）までとします。

（受付時間 午前9時～午後5時）

- ・受付方法：「募集要項の内容等に関する質問書」（第4－5号様式）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和6年7月26日（金）予定）

※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市浜名区北行政センター 生涯学習グループ 担当：牧野・中村

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305 FAX：050-3537-9144

メールアドレス：n-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

15 応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等について、説明会を開催します。

- ・日時 令和6年7月8日（月） 午後2時から説明会

説明終了後 現地見学会

- ・場 所 引佐総合体育館 会議室（浜松市浜名区引佐町横尾 500 番地）

- ・参加人数 各団体2名以内

- ・持 ち 物 募集要項等配布資料

※参加を希望される場合は、指定管理応募者説明会参加申込書（別紙1）により7月5日（金）午後5時までにファクス又は電子メールでお申込みください。

※説明会の参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーションを含む）を開催します。

- ・日時 令和6年9月上旬

- ・場所 浜松市浜名区細江町気賀 305 浜松市浜名区北行政センター（予定）

※詳しくは、指定申請書等、提案申請書等、提出書類を提出した方へご案内します。

16 提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和6年7月1日（月）～8月15日（木）（受付時間 午前9時～午後5時）までに浜松市浜名区北行政センター生涯学習グループに提出してください。（郵送可、期限内必着）

17 費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

18 障がい者の雇用促進・就労支援及び障がい者就労支援施設等からの物品調達について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

19 選定基準

別紙のとおり

20 実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するも

のとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

(1) 事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乘じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点 (事後評価)	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	+ 5.0%
70点～80点未満	優れている	+ 2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	- 2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	- 5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4	※小数点第2位 以下切り捨て
	1年目	2年目	3年目	4年目			
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	
加算率	0.0%	+ 2.5%	0.0%	+ 2.5%	+ 5.0%	+ 1.2%	

$$\text{選定時評価点 } 73.4 \text{ 点} \times 1.2\% = \underline{0.9 \text{ 点を加点}}$$

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（4年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

- ・提案した業務及び自主事業の不実施
- ・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
- ・当該施設に係る重大な事故又は不祥事があった場合
- ・加入すべき保険の未加入
- ・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
- ・事業報告書の提出期限超過

2 1 選考結果のお知らせ

応募者全員に対し、令和6年9月末日（予定）までに文書にてお知らせします。

2 2 提出書類の取扱いと情報の公開について

(1) 提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

(2) 指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

- 提出物
- ・提案資料の取扱いに関する回答書「第４－４号様式」
 - ・応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したもの）を提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）
- ※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。
- ※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２ ３ 指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和 6 年 11 月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２ ４ その他

（１）ネーミングライツの導入について

市では今後、新たな財源の確保、施設の良い管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

（２）次期施設予約システムについて

細江総合体育センター、細江総合グラウンド、引佐総合体育館及び引佐総合公園は、現在、浜松市スポーツ・文化施設予約システム「まっぼっくり」対応施設です。本市では、現行システムの令和 6 年 12 月のサービス満了に合わせ、オンライン決済などデジタル化のニーズに対応した次期施設予約サービスの導入を予定しております。次期施設予約サービス事業者は、本募集要項配布開始時点において選定中であるため、詳細が決まり次第、基本協定書（案）等について、システムの名称変更のほか、機能の変更に合わせて必要な項目等を追加する可能性があります。

【問合せ先】

〈細江総合体育センター・細江総合グラウンド・引佐総合体育館・奥山体育センター〉

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305

浜松市浜名区北行政センター

生涯学習グループ 担当者： 牧野・中村

電話： 053-523-2903 FAX： 050-3537-9144

メールアドレス： n-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

〈引佐総合公園〉

〒433-8122 浜松市中央区上島六丁目 19-1

浜松市都市整備部公園管理事務所

担当者：花輪

電話： 053-473-1829 FAX： 053-474-6336

メールアドレス： koen-kan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市細江総合体育センター浜松市細江総合グラウンド、浜松市引佐総合体育館、
浜松市奥山体育センター、引佐総合公園 指定管理者選定基準

評価項目	配点	得点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3. 3 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	
小 計	6	
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27. 5 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任制・実効性）	5	
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	
(5) 市民サービスの向上	8	
(6) 自主事業（独創性）	7	
(7) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	5	
(8) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興（社会貢献）	5	
(9) 平等利用	2	
小 計	50	
3 指定管理者に関する項目（合格点 8. 8 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	4	
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	4	
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化・地域連携）	8	
小 計	16	
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
(2) 各種認定等の有無	1	
小 計	4	
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 7. 7 点以上）		
収支計画の妥当性	14	
小 計	14	
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10$	10	
小 計	10	
現指定期間の実績に基づく加減点		
合 計	100	

〈選定条件〉

- 1 評価項目 1、2、3 及び 5 の各小計において、配点の 55%以上（合格点）であること。
- 2 前 1 の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
- 3 4 の「(2) 各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業の CSR 活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
- 4 6 の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項 20 実績の反映について」のとおりとする。